

全タク連発第212号の2
令和3年1月14日

協会長各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一朗

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加を受けた
対応について

令和3年1月12日付け全タク連発第206号の2において、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた対応について」ご通知したところですが、本日1月14日から2月7日までの25日間、緊急事態措置を実施すべき区域として栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が追加されたことを受け、国土交通省自動車局旅客課長から全タク連に対し、別添1の通知がありました。

ついては、緊急事態措置の対象地域である11都府県以外の各道府県協会におかれても、特に**別添2「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」**を熟読いただき、対応方宜しくお願い申し上げます。